

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

<対策のポイント>

異常な自然災害により被災した農林水産業共同利用施設の復旧に要する経費を補助します。

<政策目標>

被災した農林水産業共同利用施設の速やかな復旧

<事業の内容>

1. 対象となる施設の所有者

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、農事組合法人、地方公共団体等

2. 対象となる施設

農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、共同作業場等の共同利用施設
 ただし、法定耐用年数の1.4倍を経過していない施設に限ります※1。

※1 農業倉庫は建設後の経過年数が満50年を経過していない施設（特例適用）。

3. 採択基準及び補助率

| | | 採択基準 | 補助率 | |
|------|--------|--------|-----------|------------|
| | | | 40万円までの部分 | 40万円を超える部分 |
| 一般災害 | | 40万円以上 | 2 / 10 | |
| 激甚災害 | 告示地域※2 | 13万円以上 | 4 / 10 | 9 / 10 |
| | その他の地域 | 40万円以上 | 3 / 10 | 5 / 10 |

※2 農地・農業用施設の年間災害復旧事業費（国の補助額を控除）の関係農家1戸当たり負担額が2万円を超える地域

4. 補助対象額

被災施設の復旧費を経年減価方式により算出した額。
 ただし、当該施設の再取得に要する経費の20%を下限とします。

5. 事業の流れ

国 ⇒ 都道府県 ⇒ 事業実施主体

<主な対象施設>



農林水産物倉庫



農林水産物処理加工施設



農林水産物処理加工施設



農林水産業用生産資材倉庫



共同作業場



種苗生産施設